

デイサービスセンターかりん
重要事項及びサービス内容説明書

あなたに対する通所介護サービスの提供開始にあたり、厚生省令第37号第8条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

1. 事業者

事業者の名称	社会福祉法人 西中国キリスト教社会事業団
事業者の所在地	広島県廿日市市原10362番地の2
代表者名	理事長 西嶋 佳弘
電話番号	(0829) 38-0011
設立年月日	1967(昭和42)年3月28日

2. ご利用の事業所

事業者の名称	デイサービスセンターかりん
事業者の所在地	広島市西区小河内町一丁目13番3号
管理者名	管理者 須佐美 愛子
電話番号	(082) 232-4274
ファクシミリ番号	(082) 232-4284
指定事業所番号	広島県指定 第3470201025号

3. 通常の事業の実施地域

実施地域	広島市西区・中区
------	----------

4. ご利用事業所であわせて実施する事業

事業者の種類		広島県知事の事業者指定	指定番号	利用 定数
		指定年月日または事業開始年度		
通所介護		2000(平成12)年4月1日(開始) 2020(令和2)年4月1日～ 2026(令和8)年3月31日	広島県 3470201025号	32名
広島市 総合事業	一日型 デイサービス	2018(平成30)年4月1日(開始) 2018(平成30)年4月1日～ 2030(令和12)年3月31日		
訪問介護		2000(平成12)年4月1日(開始) 2020(令和2)年4月1日～ 2026(令和8)年3月31日	広島県 3470201959号	
広島市 総合事業	訪問介護 サービス 生活援助特化型 サービス	2017(平成29)年4月1日(開始) 2023(令和5)年4月1日～ 2029(令和11)年3月31日		
(生活介護)		2018(平成30)年11月1日(開始) 2018(平成30)年11月1日～ 2024(令和6)年10月31日	広島県 3410214054	32名

5. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	介護保険法の定めるところにより、ご契約者(利用者)が可能な限りその居宅において、豊でかつその能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援すると共に、ご家族の心身の負担の軽減を図ることを目的とします。
施設運営の方針	事業の運営、サービスの提供にあたっては関係法、省令、告示に適合することはもとより、次のことを基本方針とします。 (1)利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の援助及び機能訓練を行なうと共に、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。 (2)利用者及びその家族(以下「利用者等」という。)の自己決定を尊重し選択利用に必要な情報を適切に提供し、意向に沿ったサービスの提供に努めます。 (3)正当な理由なくサービスの提供を拒まずまた、サービス提供にあたっては居宅介護支援事業者及び福祉、保健、医療や公私のサービスと連携し効果的なサービス提供に努めます。

6. 主な施設、設備

設備の種類	数	面積
食堂	1室	111.9m ²
機能訓練室	1室	44.8m ²
静養室	1室	7.8m ²
相談室	1室	16.9m ²
一般浴室	1室	32.8m ²

7. ご利用事業所の職員体制

職 種	員 数	勤務体制
生活相談員	3名(2名兼務)	8時00分～17時30分
看護職員	4名	8時00分～17時30分
介護職員	17名以上	8時00分～17時30分

8. 営業日及び営業時間

営 業 日	月曜日～土曜日まで (ただし5月3日～5日、8月14日～15日、12月30日～1月3日、3月31日(但し、3月31日が日曜の場合前日)を除く)
営業時間	9時00分～16時01分(送迎時間を除く)

9. 提供するサービス概要

(1) サービスの内容

サービスの内容	提供方針
迎え	希望される場合送迎します。但し、通常の事業実施地域外の利用者については実費をいただきます。
家族との情報交換	送迎時(家族送迎の場合は受入れ時)に当日のサービス実施上事業者が承知しておくべき事項(健康状態など)についてご家族などから情報の提供、連絡をしていただきます。
健康チェック	看護婦によりセンター到着後健康状態を把握いたします。 必要場合は主治医の指示、助言を受けご家族とご相談して対処いたします。
入浴	希望者で健康状態に異常が認められない方について入浴サービスを提供します。
昼食	温かい心のこもった給食を提供します。
休憩、午睡	昼食後午睡など休憩をとります。
機能訓練、 レクリエーションなど	グループ単位又は個別に機能訓練やレクリエーション、アクティビティ(活性化)プログラムをいたします。
ティータイム	湯茶等により歓談休憩します。
送り	健康状態の変化の有無を確認した上でご家庭にお送りします。ご家族が送迎される場合はご家族にお引き渡しします。 なお、この時に一日の状態など必要事項をご家族にご報告をいたします。
相談	ご本人、ご家族の相談に応じます。
連絡調整	サービス上必要に応じて居宅介護支援所をはじめ関係サービス事務所などとの連絡調整をいたします。

(2) 通所介護計画

- ①当事業所では、あなたの心身の状況やご希望、環境を踏まえて、機能訓練などの目標やそれを達成するための具体的なサービス内容を記載した通所介護計画を作成します。

(3) 安全、衛生

サービスの提供に用いる設備・器具等については、安全・衛生に常に注意します。

10. 留意事項

- (1) サービス開始にあたって当事業所の従事者が予め承知しておくべき心身の状態や主治医からの注意事項、日常生活上利用者などが注意していることなど漏れなく知らせていただくこと。
- (2) 利用当日は送迎時等に健康状態など従事者がその日のサービスに当たって承知しておくべきことを漏れなく知らせていただくこと。
- (3) 他の利用者に感染する恐れのある疾患等がある場合は、当日の利用を中止していただくこと。
- (4) 利用日以降、感染の可能性がある疾患に罹患していることが判明した場合は、速やかに当事業所に連絡していただくこと。
- (5) 他の利用者の迷惑になるような言動があり、他の利用者が耐えがたく従事者が工夫、努力してもいかんともしがたい場合は利用を中止していただくこと。
- (6) 利用日に休む場合は早めに(少なくとも1日前まで)連絡していただくこと。

11. 利用料

(1) 利用料の額は、介護報酬告示の額とし、以下の通りです。

原則として負担割合証に記載のとおり1割又は2割、3割の額となります。

ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

①通所介護（1回利用の料金）

サービス時間	介護度	単 位 / 回	負担額(1割)	負担額(2割)	負担額(3割)
7時間以上8時間未満	介護1	658 単位/回	688 円	1,375 円	2,063 円
	介護2	777 単位/回	812 円	1,624 円	2,436 円
	介護3	900 単位/回	941 円	1,881 円	2,822 円
	介護4	1,023 単位/回	1,069 円	2,138 円	3,207 円
	介護5	1,148 単位/回	1,200 円	2,399 円	3,599 円
入浴加算 I		40 単位/回	42 円	84 円	125 円
科学的介護推進体制加算		40 単位/月	42 円	84 円	125 円
送迎未実施減算(片道)		-47 単位/回	-50 円	-99 円	-148 円
サービス提供体制加算 I ※		22 単位/回	23 円	46 円	69 円
介護職員等処遇改善加算 I ロ ※		所定単位数に 12 %加算			

(注 1) 単価に改正があった場合は、国の定める額に準ずる。単価単価改訂表を配布する。

(注 2) ※印の加算は区分支給限度額の算定対象から除かれます。

(注 3) 上記の料金は地域単価10.45円で算出したおおよその額です。

(2) その他の利用料

① 食事代 1食につき500円(おやつ、飲み物代含む)。

② おむつ代 1回につき100円。

③ 洗濯代 1回につき50円。

④ その他の原材料費(製作材料費等)

⑤ 介護保険の適用を受けない部分については、(行事費等)利用料全額お支払いいただきます。

⑥ 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者などに対して事前に文書で説明します。

⑦ 通常の事業実施地域以外の地域に居住する利用者に対して送迎を行う場合は、通常の事業の実施地域を越えた地点から路程1キロメートルにつき20円を実費として徴収します。

12. 利用料の支払い方法

(1) 当事業所では、あなたに対し、毎月15日までに、サービスの提供日、前月の利用料等の内訳を記載した利用料明細書を作成し、請求書に添付して送付します。

(2) 毎月の利用料は、翌月25日にゆうちょ銀行指定口座より引き落としとなります。申込みお手続きにゆうちょ銀行の通帳と印鑑が必要となります。

(ゆうちょ銀行の口座引き落としによる支払が困難な方については、ご相談ください)。

例:4月分 → 5月25日引落 (残高不足で引落出来ない場合は、末日に再引落となります。)

(3) 但し、介護保険法令に基づいて、保険給付を償還払い(いったんあなたが利用料の全額を支払い、その後市町村から9割分の払戻を受ける方法)の方法をご希望の場合は、お申し出ください。

13. 保険給付請求のための証明書の交付

- (1) 乙は、法定代理受領サービスに該当しない通所介護サービスを提供した場合において、甲から利用料の支払いを受けたときは、甲に対して、サービス提供証明書を交付します。
- (2) サービス提供証明書には、提供した通所介護サービスの種類、内容、利用単位、費用等を記載します。

14. 事故発生時の対応及び損害賠償

- (1) 乙は、甲に対する介護サービスの提供にあたって、事故が発生した場合は、すみやかに保険者、甲の後見人、甲の家族、身元引受人等関係者に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 前項の場合において、甲の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、不可抗力及び甲と他の利用者間での問題から発生した損害による場合をのぞき、速やかに甲に対して損害を賠償します。ただし、甲または甲の家族に重大な過失がある場合は、損害賠償の額を減ずることができません。
- (3) 乙は、万が一の事故の発生に備えて、損害賠償責任保険に加入しています。
- (4) 甲の故意または重過失により、乙の施設または備品の利用につき通常の保守・管理の程度を超える補修等が必要となった場合には、その費用は甲が負担します。

15. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止担当者	管理者 須佐美 愛子
---------	------------

- (2) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (3) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

16. 秘密の保持と個人情報の保護について

- (1) 事業者は、利用者又はその家族の個人情報について個人情報の適切な取扱いに努めるものとします。
- (2) 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。
- (3) また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。
- (4) 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者と契約を交わします。

17. 非常災害対策

事業者は、非常災害に関する具体的計画に基づき、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、次のとおり必要な訓練を行っており、また消防法上必要な設備を備えております。

避難(防災)訓練 年2回以上

通報訓練 年2回以上

17. 苦情処理の概要

利用者からの苦情を処理するため講ずる措置の概要は、以下のとおりです。

措置の概要	
1. 利用者からの相談又は苦情等に対応する常設の窓口（連絡先）、苦情解決責任者及び苦情受付担当者の設置、行政機関	相談・苦情に対する常設の窓口として、相談担当者を置いている。また、担当者が不在の時は、基本的な事項については、だれでも対応できるようにするとともに、担当者に必ず引き継いでいる。 常設の窓口 tel 082-232-4274 fax 082-232-4284 苦情解決責任者 （センター長） 神垣 栄 苦情受付担当者 （管 理 者） 須佐美 愛子
2. 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順	- 苦情があった場合は、相談担当者が相手方に連絡を取り、直接行くなどして詳しい事情を聞くとともに、直接担当者からも事情を確認する。担当した居宅介護支援事業者に報告する。 - 管理者が、必要であると判断した場合には、管理者を含めた検討会議を開催する。（検討会議を開催しない場合も、必ず管理者まで処理結果を報告する。） - 検討の結果、必ず翌日までには、具体的な対応をする。 （利用者に謝罪する、とるべき処置の概要を説明しに行くなど。検討結果が出ない場合も、検討中であることを伝える。） - 苦情受付から処理までの記録を録り、保管し、再発防止に役立てる。
3. その他参考事項	- 苦情に関する事実、処理の進捗状況等は、利用者へ経過報告する。 - 管理者は、朝礼時、処理中の苦情について進捗状況等を報告させる。 - 苦情処理は、利用者の居所または現場に赴くことを原則とする。 - 苦情処理の手法の研究、情報収集に努める。 - 苦情解決に客観性を確保するため、第3者委員に委嘱。 第3者委員 矢野 真弓 (090)4102-7614

なお、下記においても苦情を受け付けております。

西区厚生部福祉課高齢介護係	所在地 広島市西区福島町二丁目24番1号 電話番号 (082)294-6585 ご利用時間 平日8時30分～17時15分まで
広島県国民健康保険団体連合会	所在地 広島市中区東白島町19番49号 国保会館 電話番号 (082)554-0783 ご利用時間 平日8時30分～17時15分まで

18. その他

(1) 担当職員の変更

当事業者は、担当の職員の退職、定期異動等により担当の職員を変更することがあります。その場合には、事前にお知らせいたします。

(2) 利用契約者について

①当事業所利用者希望者との間に利用契約を行うにあたっては本「重要事項及びサービス内容説明書」の説明を行いその内容を了解した場合に書面をもって行います。

②認知症老人等、意思能力に問題がある場合は、成年後見人制度を利用するか、またその程度にいたらない場合も契約の理解に難がある場合は、家族や地域福祉権利擁護制度の「生活支援員」等の立ち会いを求めることがあります。